

議案第140号「大津市附属機関設置条例の制定」に関して、以下一問一答方式で質問を致します。

① 本条例は「公布の日から施行する」とある。第三者調査委員会を附属機関に切り替える本条例案を提出されるということは、条例施行まで、第三者調査委員会を開催しないものと考えてよいか。

② 附属機関に該当するかどうかを判断する際の要件について、本市が採る見解を伺う。

③ 附属機関に該当するかどうかの要件や、本条例案に基づいて運営される附属機関の運営指針は用意されているか。

④ 9月12日の一般質問では、「第三者調査委員会をなぜ附属機関としないのか」という私からの質問に対して、茂呂副市長からは、報道された大阪の府市統合本部の事例と本件第三者調査委員会とは異なっており、附属機関にしなくても問題ないという認識を示され、「いずれにいたしましても、無事にスタートいたしました第三者調査委員会であります。今後円滑に進むように私ども事務局として精一杯務めを果たしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。」と要綱設置の委員会のまま進めていく方針を示された。しかしながら恐るべきことに、そのたった2日後、同じ副市長から、「大阪の事例もあり、また法的リスクも考慮して、附属機関にする」という趣旨の発言が各派代表者会議であり、方針を転換された。

これまで、議会のみならず本市監査委員からも指摘をされてきたにも関わらず、頑なに附属機関にする必要はないとしていたものを、なぜ附属機関にすることになったのか、その経緯と理由を伺う。

⑤ 別表、「いじめに関する第三者調査委員会」の担任する事項のうち、「学校の対応等について考察する」とあるが、これはどの期間の学校等の対応を想定しているのか。

⑥ 同じく、担任する事項のうち、「学校の対応等について考察する」とあるが、学校や市教育委員会の対応以外に、生徒のアンケートなどを確認できる立場にあった、市長はじめ本市の対応が適切であったかも考察するものを伺う。

⑦ 現在、12月議会提出に向けて、市議会では「大津市子どものいじめ防止条例」制定に向けて政策検討会議をひらいて、全会派参加の下、条例づくりを進めている。

今月中旬からパブリックコメント実施が行われるところだが、この条例案の中では、「いじめの防止に関する行動計画」の策定や、「いじめにかかる情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化する」ことなどを規定している。

今回のいじめに関する第三者調査委員会の担任する事項には、「再発防止について青少年の健全育成の

観点も踏まえて審議すること」とあるが、これは上記申し上げた行動計画の策定や、組織体制の強化などの具体的内容の審議及び提言も含んでいるかを伺う。

以上